

< ソーシャルメディア利用管理規程 >

(目的) 第 1 条

本規程は、保護者がソーシャルメディアを利用するに際し、そのリスクを理解した上で、園、取引先、保護者および園児その他関係者の利益や権利を害さないために必要な事項を定めたものです。

(定義) 第 2 条

本規程で定めるソーシャルメディアとは、SNS (Facebook、Instagram、LINE、X、mixi、GREE 等)、電子掲示板、ブログ等、インターネットを利用してユーザー同士が相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体を指します。

(適用対象) 第 3 条

本規程は、当園に関わるすべての保護者に適用されます。

(基本原則) 第 4 条

保護者は、ソーシャルメディアを利用する際、次の基本原則を理解し、遵守しなければなりません。

保護者としての自覚と責任を持つこと。

投稿・情報発信は半永久的に残ること。

投稿内容は瞬時に拡散し、炎上リスクがあることを理解し、慎重に投稿内容を吟味すること。

(禁止事項) 第 5 条

保護者は、ソーシャルメディア利用に際し、次の情報を投稿・発信してはなりません。

園の企業秘密に関する情報・個人情報を含む情報

園または第三者の権利を侵害する情報

園を代表する見解や意見、または誤解され得る意見

誹謗中傷、虚偽の内容、人種・思想・信条等の差別、または差別を助長する情報

違法行為または違法行為を煽る情報

わいせつな内容に関する情報

法令・規程で禁止された情報

保護者に許可を得ていない他園児の顔・名前がわかる写真や動画

本園職員の顔・名前がわかる写真や動画

園のロゴ等の無断使用

行事や本法人が認めた場合以外でのお子様の保育の様子の写真、動画の撮影

ソーシャルメディアでグループやコミュニティ等を作成した場合、他者に参加を強制してはなりません。

(前条に違反した場合) 第 6 条

保護者が前条に違反した場合、当該保護者は速やかに当園へ報告しなければなりません。

違反した保護者は、当園の指示に従い、迅速な削除または訂正を行うものとし、方法については園の指示に従うものとします。

(損害賠償) 第 7 条

本規程に違反し園に損害が発生した場合、保護者はその損害を賠償しなければなりません。

(懲戒) 第 8 条

本規程違反が認められた場合、園則に基づき処分を行います。

(相談窓口) 第 9 条

ソーシャルメディア利用に関する相談窓口は、法人事務局とします。

附 則

本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

改定 令和 8 年 4 月 1 日